

文教厚生委員会記録

令和8年1月26日(月)
9時59分～12時22分
全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、

岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議長・委員外議員】澁谷議長、戸津川議員、佐々木議員、川神議員

【執行部】

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長、

小林子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長、

小林保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長

〔教育部〕岡田教育長、草刈教育部長、山本文化振興課神楽文化伝承室長

【事務局】下間局長、久保田書記

議 題

1 執行部報告事項

(1) 浜田市総合福祉センター2階浴場の状況について 【地域福祉課】

(2) 5歳児健康診査の実施について 【子ども・子育て支援課】

(3) 令和8年度国民健康保険事業費納付金(本算定)について 【保険年金課】

(4) (仮称)浜田リンクス太陽光発電所に係る環境影響評価方法書の縦覧について
【環境課】

(5) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想(案)の検討状況について

【文化振興課神楽文化伝承室】

(6) その他

(配布物)

・令和7年度卒業(園)式及び令和8年度入学(園)式日程について

【学校教育課】

2 その他

・【要望書】中国地区都市教育長会定期総会における「宣言」「決議」
(委員会に配付)

3 取組課題について(委員間で協議)

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 59 分 開議]

○足立委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会する。出席委員は7名で、定足数に達している。レジュメに沿って進める。

1 執行部報告事項

○足立委員長

5件ある。まず、執行部から提出に至った背景やポイント等を説明してもらい、その後、委員から質疑を行う。説明、質疑、答弁については簡潔明瞭に願います。

(1) 浜田市総合福祉センター2階浴場の状況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○地域福祉課長

総合福祉センターは2階に浴場を備えており、市内の60歳以上の方や身体に障がいのある方等が利用できる。また、旧浜田市内の銭湯が廃業されたことから、自宅に入浴設備のない方に対し、平成18年度からこの浴場を開放する事業を実施している。

2階の浴場については、これまでも修繕等により一時的に休止をしていた時期があったが、今年度に入り設備の故障等が続いて発生しており、令和7年6月9日以降休止している。その状況と今後の方向性について報告する。

1番目の2階浴場の概要について、利用日は毎週月曜日、水曜日、金曜日である。次に利用対象者については、表の利用要件にあるとおり、①60歳以上の方、身体に障がいのある方等であり、先ほどの利用日の14時から16時、②の居宅に入浴設備のない方については、16時から18時を利用可能時間としている。なお、②の居宅に入浴設備のない方については、申請を受けて自宅に風呂がないことを確認して利用許可しており、現在8名の登録がある。利用料金は、いずれも無料である。

(4)に、5年間の利用者の推移を掲載している。令和3年度、4年度は利用者数が減少しているが、設備の修繕のため休止して開設日が少ないことが主な要因である。5年間で1日当たりの平均の利用者数は、一般利用と浴場開放事業合わせて約20名程度となっている。

2番目の浴場休止期間の対応について、利用対象者のうち、居宅に入浴設備のない8名の方については、休止期間中の利用回数相当分の敬老入浴券を申請により交付し、市内の入浴施設を利用してもらっている。総合福祉センターの浴場を利用される場合と比べて、自宅からの距離が遠くなる方もいるが、利用できる曜日や時間に制約が少ないことから、利用者にとっては使いやすくなる面もあるかと思う。

3番目に、浴場の運営経費について掲載をしている。こちらは5年間の光熱水費、

修繕などの実績からランニングコスト、修繕コストを算出している。5 か年の平均で利用者1人当たりの運営コスト780円と算定をしている。

4番目の浴場の運営の今後の方向性について、施設の老朽化により、今後も浴場の維持にかかる費用の増加が見込まれることから、当面の間、運営を休止し、施設の維持及び大規模改修にかかるコストを算定し、他の用途での利用の可能性も含めて施設の在り方を検討する。また、浴場開放事業の利用対象者については、休止期間中は入浴券を交付して市内の入浴施設を利用してもらうように考えている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

市内の銭湯がなくなってから造ったのか。それとも、市内の銭湯が途中でなくなったのか。どのような流れになっているのか。

○地域福祉課長

総合福祉センターは平成8年4月から開設しており、当時から風呂はあったので、一般利用の方はそのときから利用していた。途中で市内の銭湯が廃業された対応として、平成18年度から入浴設備のない方に対しても浴場を開放する事業を後から始めたものである。

○森谷委員

銭湯があるのに、浴場設備をなくなる10年も前から用意されていた理由は、どのような目的で設置していたのか。

○地域福祉課長

総合福祉センターの中に老人福祉センターの位置付けで、老人や身体に障がいのある方の福祉の向上や健康づくり、リフレッシュをしてもらう場ということで風呂を設けていた。

○森谷委員

もう少し簡潔に言ってほしい。目的は何か。

○地域福祉課長

高齢者の方の健康の増進や、心身のリフレッシュの場の提供である。

○森谷委員

誰のリフレッシュか。

○地域福祉課長

高齢者等と身体に障がいのある方等である。

○森谷委員

そこが分からない。市内の銭湯でも構わない。結局、現在、浴場設備をなくすかもしれない、しばらく休むかもしれないというときに、本来の目的は一つも達成どころか何もできていないにもかかわらず、その目的はどうなっているのか。そもそも要らなかったものに資金を出して造ったように考えることができる。

○健康福祉部長

約 30 年前に建った施設だが、当時は高齢者、障がいのある方に健康増進とカリフレッシュの場を提供するという目的を持って設備を設置し、当面そういったことで利用していた。現況は合計して 20 名ぐらいの利用である。当初はそのような利用があったと思うが、介護保険制度が入ってきたりして、皆で集って風呂に入ることが必要な方がだんだん少なくなってきたと受け止めている。銭湯がなくなったのは後に出てきた話で、当初の目的と、風呂のない方に提供する話は本来別の話である。最初は高齢者の方や障がいのある方への健康増進の目的で使っていた部分は機能しながらも、その部分は薄れてきたと受け止めている。

○森谷委員

本来の目的に従った人数を教えてください。

○地域福祉課長

市内でおおむね 60 歳以上の方が 2 万 1,600 人ぐらいおり、そのうち利用しているのが、年平均で 8 名の方を除くと、1 日の平均が 12 から 13 人程度になると思う。

○足立委員長

森谷委員が言われたのは、当初設置した段階の対象者はそもそも何人いたのかということである。概略で良いので教えてください。

○地域福祉課長

平成 8 年当時のおおむね 60 歳以上の方の数字は持っていないので、確認したい。

○森谷委員

そもそも本来の目的が大切なのに、本来の目的の人の推移が分からないとはどういうことか。

○地域福祉課長

後ほど確認して報告する。

○森谷委員

施設というのは目的があって造る。訪問介護や銭湯などは目的外利用ではないか。最初から要らないのだったら途中で廃止すれば良いだけである。仮に必要なという前提で話をするが、半年以上サービスを提供できなかった。本来の目的の人は大変迷惑をしていると思う。その辺の声と時系列を教えてください。もう 8 か月が過ぎようとしている。風呂を直すのにこんなに遅いはずない。

○地域福祉課長

6 月 9 日に総合福祉センターの給湯設備の不具合があると指定管理者から連絡があり、原因の調査などを依頼した。給水タンクから漏水をしているということで、調査をして見積りを取り、修繕の対応をした。部品が古いものであり、在庫や代替品の確認に時間がかかり、修繕が完了したのが 8 月の下旬である。その後試運転をして、レジオネラ菌等の検査をして、9 月中旬から風呂が稼働できる状態になっている。その間、男性の浴室では電気の定期点検をするときに、天井の照明に漏電のおそれがあることが判明した。また、女性用の風呂からはレジオネラ菌が検出され原因を調査していた。どちらにしても修繕の対応が必要というところで、見積りの徴取などをしたが、

金額を見て今後の方向性を検討していた。

○足立委員長

昨年の6月9日に故障した。いろいろ議論をした結果、結果的にはここまで延びてしまったというのが執行部側の説明だと思う。

○森谷委員

ここで会議録に残すために、レジオネラ菌が出たのはいつなのか、漏電を発見したのはいつなのか、漏電の見積りが出たのはいつなのか。全部分かっており、資料もあるはずだ。私のための会議ではなく、市民のための会議である。

○地域福祉課長

レジオネラ菌が検出されたのは、サンプルを採取したのが9月4日で、結果が出たのが9月10日である。漏電のおそれがあると判明したのが9月12日である。

○足立委員長

その部分も概略の説明をお願いします。

○地域福祉課長

女性用の風呂は循環ブローが故障していることが判明し、見積りが出てきたのが12月9日である。男性用の浴室の照明設備の漏電に関する改修については、それより以前に見積りが出ていたが、日にちはまた確認をして後ほど回答させてほしい。

○森谷委員

この施設について、月・水・金と週に3日というのはどういった理由か。その目的を達成するためには3日で良いのか。

○地域福祉課長

目的は心身のリフレッシュとか健康増進である。条例で、もともとは火曜日と木曜日となっていたが、指定管理者から申出があり、週3回ということに変更することを許可している。

○森谷委員

目的を達成する理由になってない。

○健康福祉部長

健康増進が目的で、利用者も20名のうち12名なので、目的としては十分達するぐらいの日数設定をしていると思っている。

○森谷委員

14時から16時、16時から18時というのは2時間限定ということで、別々にするのはどういった理由か。

○地域福祉課長

浴場開放事業は、年齢制限等設けていない。総合福祉センターの設備はおおむね60歳以上の方ということで始めており、区分けをするために、登録されている浴場開放と一般利用の方を分けるために、時間を分けて行っていた。

○森谷委員

なぜ分けるのか。時間で誰でも入れれば良いし、2時間、2時間で少ない人数なのに

区別しなければいけない意味のないルールがあるのか分からない。

○地域福祉課長

浴場開放事業は、以前は一般の開放とは違う日にち、時間に開設していた。現在は大体の方が60歳以上になっているので、一般利用の時間も利用はしてもらえるが、そのような経緯があり時間を分けている。

○森谷委員

過去の事実を聞いているのではない。分ける理由を聞いている。

○健康福祉部長

一般開放と、浴室を持っていない方の二つあるので、その区別がつくようにということで分けている。浴場がない人の事業というのは登録をして利用してもらうことにしており、登録者の方が使ってもらう時間と一般の方という意味で区別している。

○森谷委員

受付によってから入るのなら、区別はできると思う。

○健康福祉部長

区別はできるかもしれないが、登録者と一般の方を分ける考えのもとで行っていた。

○森谷委員

入浴券を交付して入れる対象施設はどこか。

○地域福祉課長

千畳苑、美又温泉国民保養センター、リフレパークきんたの里、美又温泉会館、子安華湯館、美又温泉かめや旅館、旭温泉となっている。

○森谷委員

リフレッシュとかリハビリの目的に応じて使う人に対しては、距離は問題にならないのか。風呂は無料だが、バスで往復したら1,000円以上することは問題になっていないのか。

○地域福祉課長

実際には車に乗り合わせて行かれる方が多いように聞いているので、利用者の方からは特にそういったところは聞いていない。

○森谷委員

運営コストが1人当たり780円とあるが、共通の事務の人件費、共通経費及び減価償却費、どのようなものが入っているのか。

○地域福祉課長

清掃委託料と光熱水費、修繕料にしており、共通経費は含めていない。

○森谷委員

説明はどこを見れば良いのか分からない。

○地域福祉課長

3の(1)のランニングコストとして清掃委託料と光熱水費、(2)の修繕コストの修繕料から計算をしている。

○森谷委員

1人当たり780円のレベルではない。社会福祉協議会の職員の事務、減価償却費もあり、膨大なものである。市長以下で協議をしたと聞いた。何のための協議をしたのか教えてほしい。

○地域福祉課長

総合福祉センターの休止に係る状況の説明と今後の方向性についての相談である。

○森谷委員

中身と結論を教えてほしい。

○地域福祉課長

中身は、概況や運営コストなどである。結論については、改修などの経費を含めて今後の施設全体や浴場に係る経費を算定して、今後の在り方を検討しようということである。

○森谷委員

4番に記載の事項は、市長、副市長、部長も入って検討した結論ということで良いのか。

○地域福祉課長

そのとおりである。

○足立委員長

ほかに、ないか。

(「なし」という声あり)

委員として質問する。

本来の総合福祉センターの目的は、高齢者の方の心身のリフレッシュ、入浴設備がない方に対する提供だと思うが、介護保険制度が入り、その他訪問入浴車等もありながらも今まで維持してきたが、ランニングコストが増大になってきているので、当面の間休止するという認識か。

○地域福祉課長

そのとおりである。

○足立委員長

当面の間休止とか、方向性を記載してあるが、市長が代わり、すぱっと切られたほうが良いのではないかと思う。無料券を交付してクレームがないと言われたが、普通に考えたら、障がいのある方や高齢者の方が移動するという非常に負担になることを、市としては把握されずクレームがないと受け止めているのであれば、その予算は別の流れで使ったほうが良いのではないかと思うが、市長以下で協議された中で、そのような議論はなかったのかと思う。

○地域福祉課長

全くクレームがないというのではない。利用者の方は、早く直ると良いとか、移動に時間がかかるということは言っている。こちらの事業は、銭湯の廃業をきっかけに始まり、現在の登録者は当時の方はほとんどいないが、浜田地区、石見地区に住ん

でいる方が主になっている。一方で浴場開放事業に登録されていないが、自宅に風呂のない方は、ほかの地域にもいるように認識をしている。この事業自体が、先ほどの移動距離や、総合福祉センターの浴場そのものの維持管理の面、利用者負担がない等いろいろと課題が多い事業であると考えているので、来年度、改修のコスト等を計算するのに併せ、事業の根本的な見直しも必要であると考えている。

○足立委員長

デイサービスもされていて、改修して使えるようになっているにもかかわらず、こちらは修理しない。コストが大前提でされていると受け止められても致し方ないと思う。そう考えたときに、訪問入浴も新規受付をしないという状況の中で、最終的には休止からそのまま廃止の方向に持っていく気がするが違うのか。あくまでも一旦休止で、新年度予算で当初予算要求をし、再度使えるようにしようと思っているのか。

○地域福祉課長

廃止前提ではないが、今後の費用面等は算定した上で方向性を考えていきたい。

○足立委員長

6月から今日まで使えていない。これだけ長いスパンで使えてないものをそのまま放っておいて、再度復活させようとか、補正を組めば済むだけのことだが、令和7年度においては、それもせずに協議で終わらせようという状況の中で、新年度どうしようというところが見えない。少なくとも利用者8人、障がいのある方で、このような風呂でないと入れないという方もいるのではないかと思うが、これから先の方向性もはっきりさせない状況は、利用者の方々、総合福祉センターという本来あるべき目的のことを考えたときに、逆行していると思うが、当初予算の段階で、予算要求等が入っていないことになると、廃止前提だろうと委員は受け止めると思う。ランニングコストがかかる、修繕コストがかかるで、時間ばかりが経過していたら、利用者が本当に迷惑を被るので、はっきりしたほうが良いと思う。部長から答えがほしい。

○健康福祉部長

浜田市総合福祉センターが大体30年という施設で、建物全体の老朽化、大規模修繕というのも考えていかなければいけない時期になっている。今後、福祉センターそのものをどう長寿命化、改修していくか、在り方を来年度考える機会を設けたいと思っている。その中で、風呂の用途もどう考えるのかも含めて、今後の対応について整理していきたいと思っている。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○森谷委員

修繕費の金額を聞いてないが、何がどのぐらいかかるということか。

○地域福祉課長

今年度、修繕したのは給水タンクの取替え工事を62万7,000円で実施している。修繕していないところで、男性浴室の天井の照明設備の漏電対応が約130万円という見積りをもたらしている。女性用の浴室の循環ブローアの取替えが、45万8,000円の見

積りをもらっている。

○森谷委員

漏電 130 万円、ブロア 50 万円だったら、すぐ措置できる程度の金額だと思うが、やらないでいる理由は何か。

○地域福祉課長

予算は残額がないので、予備費や補正の対応になるかと思う。こちらを直しても、また今後もいろいろ修繕が発生すること等が見込まれるので、今回、休止をして、今後の費用も含めて算定をして考えたい。

○森谷委員

漏電の 130 万円は男性の浴室のこと。ブロア 50 万円は女性の浴室。月・水・金とか 1 日おきぐらいで開設しているのだったら、女性の浴室を直して順番にやるとか、知恵を使うことはできないのか。両方直せば 180 万円かかりましたという問題ではなく、50 万円だったら予算の修繕費でできる可能性もある。無理でも良いから、進められるのだったら進めなければいけないのではないか。ゆっくりする理由は何があるのか。

○健康福祉部長

心配しているのが、今後も、かなり老朽化が進んでいるので、次々と修繕箇所が出てくるのではないかと心配をしている。施設そのものをどのようにしていくのか、大規模修繕含めどう考えていくのか考えていきたいということで、ためらっていた部分がある。

○森谷委員

修繕が出て来るか来ないか分からなく、出てきたら困るから行わないというのが選択肢としてあり得ない。困っている人がいるのだから、50 万円で済むのだったら行い、次に修繕が出てきたらやめるしかないが、次に出るかもしれないからやめようは、福祉で対象となっている人のことを考えていない。このような考え方はおかしい。

○足立委員長

しっかりと意見を受け止めてほしい。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 5 歳児健康診査の実施について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

令和 8 年度より実施することとしたので報告する。目的は、言語の理解や社会性が高まり、発達障がい認知される時期である 5 歳児、いわゆる年中児に対して健康診査を行うことで、子どもの特性を早期に発見し適切な支援を行うとともに、生活習慣等に関する指導を行う。

令和8年6月から開始し、対象者は、健診月に4歳11か月となる子を対象とする。令和8年度は、令和3年4月生まれ以降の子が順次対象となる。実施時期については、毎月1回、午前と午後に分けて実施を予定している。ただし、初年度である令和8年度は6月開始であることから、令和3年4月生まれ以降の子について、毎月30人程度を目安に、年中児の間に受診できるよう順次案内をする予定である。

健診内容は、現在実施している乳幼児健診と同様に、全員対象の集団健診として行う。場所は子育て世代包括支援センターすくすくで行う。保護者が記載した問診票を基に、保健師が各設問について丁寧に聞き取りを行い、続いて身長、体重を計測し、医師が診察を行う。その結果を受け、保健師から保護者に伝えるとともに、必要に応じて保健指導や専門相談を行う。健診スタッフは、小児科医をはじめ、(5)のとおりである。

新たに5歳児健診を実施することで、発達に課題のある子どもへの気付きをより深める機会が増え、就学に向けて、子どもとその家族を支える体制がより強化されると考えている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○岡山委員

説明を聞き、5歳児健診があればと思っていたので、喜ばしいことだと思う。

様々な特性がある子どもたちが、なるべく早い段階でいろいろな支援につながるようにするために、この5歳児健診を実施されると思っている。これまでの乳児健診にプラスアルファで5歳児健診もあると周知をされるかと思うが、これまでと同じように、無料でお知らせが来るという形で考えてよろしいか。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

5歳児健診は来年度新たに取り組むので、まず年度初めぐらいに保育園にも実施することと、実施スケジュールについても示した上で、対象の園児や在宅で見ている子どもの保護者に伝わるようにチラシ等を配布しようと思う。

個別には、対象月の一月前を目安に、ほかの乳幼児健診と同様、郵送で個別に案内をする。

○岡山委員

必要な支援につなぐとあるが、5歳児健診で、発達のところで何か問題があるとされた子は、具体的にどのような支援をこれから受けることになるのか教えてほしい。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

すぐに医療につなげなければいけないというケースばかりではないので、まずは保健師により、保護者の気持ちであるとか、困り事などを丁寧に聞き取っていく。必要に応じて、市が行っている親子教室の案内であるとか、すくすくすこやか健診への案内を経て、医療へつなぐことが必要と判断された場合は、先生から紹介状を書いてもらい、つながっていく流れになると思う。

○岡山委員

たちまち措置が必要ではない子の見守りの体制が強化されると受け止めた。5歳児健診もだが、受け止められる親の気持ちや、市民側の発達に関する人権意識も高めていかなければいけないと思うので、この健診を実施するに当たり、市民側にも、このような特性の子がいるということも一緒に、5歳児健診を子どもがいる家庭だけではなく、なぜこのような健診が必要だと思って実施をするのかも一緒にPRしてほしい。

○森谷委員

健診は何回ぐらい、どのような間隔であるのか教えてほしい。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

4か月ぐらいで乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診が法定での健診となっている。今回、5歳児健診については法定ではないが、市として取り組みたいと思う。

○森谷委員

5歳児健診も入れて4回目になると思うが、情報は蓄積されているのか。分断するのではなく、できるだけ生かしたいという意識だが、どのようになっているか。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

健康システムで管理しているので、赤ちゃん訪問の頃の記録から始まり、健診ごとに項目等を入力しており、今までの流れを見ることができるようになっている。

○森谷委員

赤ちゃん訪問なども含めて、健診は何回あるのか、もう一度きちんと説明を求めらる。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

赤ちゃん訪問は、健診ではない。赤ちゃんが生まれてから2か月ぐらいを目途に訪問し、赤ちゃんと保護者の状態を把握する。その記録から、各健診についての記録を積み重ねており、すぐに状況が取り出せるようにしている。

○森谷委員

赤ちゃん訪問を入れて、5歳児健診も入れると、5回ということか。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

そのとおりである。

○森谷委員

情報を保護者が把握できるのか。また、保護者には知識がないので、「こんな傾向があるから、こういうことを注意しなければいけない」等、別の視点でチェックできるようにと思い、どのような使い方がされているのか教えてほしい。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

各健診で保健師が聞き取りをする際には、事前資料として今までの経緯を把握していることはとても重要だと思う。それを踏まえて、各健診の項目について確認をして、健診の医師につなぎ、この子についてはこういうことが言えるということ、今度は医師が保護者にフィードバックを健診のときにする。今までの経緯も含め、今後のアドバイスにつなげている。

○森谷委員

保健師が把握して、必要に応じて医者に伝えるということか。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

そのとおりである。

○森谷委員

フィンランドのネウボラという制度が最近有名なので分かると思うが、そのようなイメージか。地域のおばあちゃんのような存在が、その子の情報を得て、自分の経験と履歴で貴重なアドバイスをしたり、相談に乗ってくれたりするというイメージか。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

イメージに近いかと思う。ただ、ネウボラは、担当の保健師1人が、必ず対象の子の成長に沿ってずっと付いていくものだが、市にあっては人事異動もあり、チームで対応する。

○花田委員

3歳児健診で終わっていたものを、小学校に上がる段階の間に5歳児健診を入れていくことは理解できた。3歳児健診で終わっていた時代、5歳児健診をしていなかったときに、具体的でも抽象的でもいいが、どのような課題があったという認識の下、5歳児健診をされることに至ったのか教えてほしい。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

15年以上前から保育園の巡回訪問を行っている。教育委員会の相談支援チームにも協力してもらい、保健師や発達相談機関の方などが、順番に全園を回って園児の状態を見ている。3歳児健診以降、健診には取り組んではいなかったが、巡回訪問等で子どもたちを見ている。

課題というよりは、国も5歳児健診を2、3年後には全国的に100%実施するという目標を立てている中で、市としても、さらに強化のために取り組んでいかなければならないと認識して実施となる。

○花田委員

一斉に5歳児健診するということがだが、3歳児健診で行われていた内容と比べて、5歳児健診ではどういった内容が加わり、特に重要で強化している項目なのか教えてほしい。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

3歳児健診までは主に身体発達を見ているが、5歳児健診は、スムーズな就学を視野に入れ、保護者も、市のスタッフも、楽しく学校に通えるようになる準備として、子どもの発達、生活習慣のところで、準備として何が必要かの視点で見っていく。

○花田委員

就学の準備とあったが、健診スタッフの中に教育委員会指導主事等とあるが、3歳児健診には教育系の方はいないということか。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

5歳児健診から協力してもらおう予定である。

○足立委員長

委員として質問する。

市が初めて取り組む内容だが、これまで現場の職員は課題として捉えていたと思う。今回、市長も代わり、市長の提案から新しくできたものなのか。それとも、担当部署からやらせてほしいという形でできたものか、経緯を聞きたい。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

市長が言ったからというものではなく、市議会の一般質問で何年か前から何度かにわたって質問をもらっていた。市にとって必要な施策ではなかろうかと意見ももらっており、ずっと検討を重ねてきたことによる実施である。

○足立委員長

議会からも何度もこういった意見が出てようやく動き出したというところで、実現できたことは、議会側からの意見も聞いてもらえたのかと思う。

それから、6月からとなっているが、新年度事業ではあるものの、今からPR等の事前の動きは予算をかけない範囲であれば大丈夫かと思うが、もう少し早く5月とか、やりようによっては4月の後半からでもできないこともないと思ったが、6月になった理由を聞きたい。

○子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長

6月開始の理由であるが、3月下旬に予算審査、決定をし、4月の初めに保育園に実施スケジュールや実施について案内をさせてもらう。保護者にも、事業を実施する周知期間と、4月はおそらく人事異動もあろうかと思う。人事異動で職員が変わると、新たな認識を持って準備が必要だと思うので、準備期間、そして一月前に個別に案内をする周知も加味して、6月開始とした。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(3) 令和8年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○保険年金課長

令和8年度事業費納付金及び標準保険料率の本算定結果が県から通知されたので報告する。今回示された事業費納付金に基づき、令和8年4月以降、保険料率を算定し、5月半ばに国保運営協議会への諮問、答申を経て保険料率を決定する。今回通知された浜田市の事業費納付金は11億8,662万2,209円で、内訳は医療分が8億3,992万941円、後期分が2億4,701万1,213円、介護分が7,545万4,448円、令和8年度から創設となる子ども分が2,423万5,607円となっている。前年度の本算定との比較では、医療分及び後期分が減額となり、全体の合計額も減額となっているが、1人当た

りの事業費納付金見込額はいずれも増額となっている。

事業費納付金とは、県全体の保険給付費等を賄うために必要な額について、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて配分された額を市町村が県に納付するものである。各市町村では、事業費納付金を納付するために保険料率を設定し、保険料を賦課徴収する。事業費納付金のうち、医療分は医療費に充てられるもので、全ての被保険者が賦課対象となる。後期分は75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の支援に充てられるもので、全ての被保険者が賦課対象となる。介護分は介護保険の費用に充てられるもので、介護保険第2号被保険者に該当する40歳から64歳までの被保険者が賦課対象となる。子ども分は、少子化対策のための財源となるもので、18歳以下の高校生年代までの子どもについては、均等割額は10割軽減となる。

事業費納付金や保健事業等の実施に必要な費用について、交付金等の収入では不足する額を保険料として徴収する。必要な保険料収入を確保するため、収納率を考慮した上で保険料率を設定し、保険料を賦課する。

標準保険料率の状況である。県が示した標準保険料率は、応能割である所得割が引下げ、応益割である均等割及び平等割が引上げとなっている。なお、令和7年度の市の実際の保険料率は、基金の投入により標準保険料率を下回っている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

令和8年、令和7年の対前年度差はマイナスになっているので減っているように思うが、1人当たりになると増えていることについて説明してほしい。

○保険年金課長

1人当たりの事業費納付金については、被保険者数の見込みで割っているのですが、事業費納付金全体は減っているが、それ以上に被保険者数の見込みが減少しており、1人当たりが増加している。

○森谷委員

被保険者をもう少し分かりやすい言葉で、また、なぜ被保険者数が減っているのかも教えてほしい。

○保険年金課長

被保険者数は国民健康保険に加入している方、加入者である。加入者が減少しているのは、人口の減少、社会保険の適用拡大があったこと、定年延長等で社会保険に長く加入されることになったので、総体的に国保の加入者が減少している。

○森谷委員

1人当たりの納付金が増えているが、仕方ないという見方か。人口減少のせいと考えるのか。社会保険に移行しているから良いのか。個人的な感覚では、社会保険に加入されたほうが世の中全体にとって良いと思うが、この増加は、一つの理由ではなく、悪いとか良いとか理由があると思う。分析していくと、どのように見るべきか。

○保険年金課長

高齢化も進んでいるので、当然、医療費全体、1人当たりの医療費も増加傾向にあることが一番の原因と思う。単純に医療の高度化によって、通常年々大体2%ぐらいは上がると言われている。仕方ないと判断するかどうかは、私で述べることはできない。

○森谷委員

対前年度差のマイナスが多いが、そこを注目してはいけないということか。

○保険年金課長

単純に表だけで全てが分かるわけではなく、資料の裏面に事業費納付金と保険料の関係の図も掲載しているが、1人当たりの事業費納付金が増加するということはもちろん保険料に影響するが、直接的ではなく、令和8年度の加入者の状況や所得の状況を判断しないと、何とも述べられない。基金をどのような形で投入するかについても、その際の判断となる。

○足立委員長

ほかに委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩する。

[11 時 06 分 休憩]

[11 時 14 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

(4) (仮称)浜田リンクス太陽光発電所に係る環境影響評価方法書の縦覧について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○環境課長

PAG Renewables 合同会社が計画する(仮称)浜田リンクス太陽光発電所について、島根県の環境影響評価条例に基づく方法書を縦覧するので報告する。

事業計画の概要については、発電出力2万9,900キロワット、場所については現在の浜田ゴルフリンクスがある上府町イ1188番地ほか749筆を予定している。面積については、事業用地面積が約155ヘクタール、太陽光パネルの設置面積が約40ヘクタールとなっている。裏面には簡単だが図面を添付している。

発電設備の概要だが、太陽光パネルを6万6,720枚を設置する予定である。

方法書の縦覧については、令和8年2月17日から3月19日までの間、場所は浜田市の環境課並びに各支所の市民福祉課で、平日の開庁日、8時30分から17時15分までの期間、場所の設定をしている。周知方法については、広報はまだ2月号または市のホームページに掲載することとしている。

事業者による住民説明会だが、上府町は2月20日金曜日19時から上府自治公民館、久代町は2月21日土曜日19時から久代公民館、国府地区全体として2月28日土曜日18時から国府まちづくりセンターで開催を予定している。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○花田委員

こういったことに関しては、住民の意見が大変重要だと思うが、現在、住民等の意見を聞いていれば教えてほしい。

○環境課長

この事業については地域住民の理解が一番大切であると担当部署としても思っている。地域からの声としては、年末の12月22日だったと思うが、地元の町内会、自治会が集まった会議に出席をした。そのときにはゴルフ場を利用される方も出席しており、共存というか、ゴルフ場を残しながら事業を進めることができないかという話ももらった。また、この事業に伴う排水、災害に伴う流水が久代川へ流れるので、災害を懸念する声も聞いている。そのようなところが主な地域の意見として、担当課として聞いている状況である。

○花田委員

ゴルフ場を残しながら共存できないかという意見があったところと、河川の心配のところについて、ゴルフ場を利用される方は地域住民か。

○環境課長

利用者について、地域の方か地域以外の方かは把握していない。

○花田委員

今の場合だと地域住民の意見は違うのではないかと思う。その会に出られた感触として、地域住民の意見としては、何割ぐらいがどちらの方向を向いている感触か。

○環境課長

久代川に流れることの水害とか、排水について懸念される声は地元の方の声が多いと思う。あと、共存については、ゴルフ場を利用される方から、年末のときに初めて聞いた状況である。

○花田委員

地元住民の意見を聞いて、賛成が多いか反対が多いかどちらと感じたか。

○環境課長

はっきり反対の声は、会議の中ではなかったと思う。ただ、事業に対するいろいろな不安を持っていると認識している。

○花田委員

私は上府町住民であり、その会に参加していたが、住民側の意見からすると、ほぼ反対と感じている。そここのところはきちんと認識をしてもらえたらと思う。

○森谷委員

運送会社の関係の人が地権者と聞いていたが、現在、誰が地権者なのか。個人情

報ではなく、法務局で見れば分かる情報である。転々としているなら、その経過もお願いする。

○環境課長

当時、ゴルフ場として開発をされるということで、事業をするオリックス浜田開発株式会社が土地を譲り受け買っている。その後、平成7年から現在は浜田ゴルフリンクス合同会社で所有されており、所有者が転々と変わっている状況である。

○森谷委員

元の所有者からオリックス、オリックスから合同会社、この三つしか出てない。このことを転々と言うのか。

○環境課長

まず、もともとの土地所有者がおり、平成7年にオリックス浜田開発株式会社が全部買っている。その後、会社の名義が変わるが、浜田開発ディベロップメント株式会社、オリックス浜田開発株式会社、オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社、日本ゴルフマネジメント株式会社、アコーディア・ゴルフ株式会社と転々として、現在、浜田ゴルフリンクス合同会社の所有になっている。

○森谷委員

会社の名前が変わったのか、会社そのものが変わったのか。商号変更か所有者変更か。

○環境課長

土地の所有を登記簿で確認したものであり、実際に運営される会社がどのようになっているかは、こちらでは把握していない状況である。

○森谷委員

問題になっているのが、変な会社が運営されていないか。中国を悪く言うわけではないのだが、中国系がどうだとか今頃よくある。その辺の心配をするために、名前とか資本関係とかを聞きたいと思ったのだが、その辺りは心配されていないのか。

○環境課長

この会社は実際に日本でも太陽光発電を設置している事例がある。中国管内では山口県、九州では大分県、全国では茨城県、宮城県、群馬県、栃木県、福島県、三重県で既に太陽光発電事業をしているので、全く初めてやる会社ではないので、それなりに責任を持って事業運営をされるものと考えている。

○森谷委員

たくさんやっていたら良いかどうかは直接関係がないと思う。それと、2月20日、21日、28日の説明会について、そこの住民ではないが浜田市民として関係することだと思うので、参加はできるのか。

○環境課長

広報、ホームページで周知すると説明したが、どなたでも参加ができる。意見についても環境保全の見地からの意見というところで、いくらでも提出することが可能である。

○森谷委員

弥栄にできたときもいろいろ問題になったが、住民がいくら反対しても、国でかしのない届出書ができていれば、住民の意見を退けようと思えば退けられる。住民の意見をどれだけ尊重するかは企業の自由であり、全く尊重しなくても提出する書類が適法だったら造ることができるかと解釈しているが、そうか。

○環境課長

島根県が定める環境影響評価に基づいて行う事業になる。その中には、住民の方の意見を踏まえた市としての意見を県に提出することになっているので、市としては意見を言う場はある。今後、準備書、評価書と、事業を計画する区域をいろいろ調査される。その調査に基づいて、生態系がどうなのか、自然環境がどうなのかといったところを調査した上で、今の規模は2万9,900キロワットだが、面積が変わったり、出力も変わったりも検討しながら事業を進めることになるので、全く無視して事業者が好きなようにできるものではないと認識している。

○森谷委員

生態系は調査するだけだから、住民の意見と関係ない。県が行おうが会社が行おうが、淡々と粛々とやるだけの話で、住民の意見は関係ない。調査はどこが、誰の資金で行うのか教えてほしい。

○環境課長

基本、事業者が事業者の資金で調査を行う。

○森谷委員

事業者が事業者の資金でやるなら、ニュートラルな結果が出るような気がしない。県が県の資金で、または県が事業者の資金で行うのだったら、まだニュートラルな結果が出るような気がするが、事業者が事業者の資金で調査し報告書を作り、正しい結果が出ると思われるか。自分の資金で自分が行うのは、どう考えても中立性に欠けると思うが、どう思うか。

○環境課長

環境影響評価が、計画する事業者が環境を調べた上で、事業所として適正かどうかを、国または県が審査する制度なので、市の担当部署とすれば、その制度はやむを得ないものだろうと思う。

○森谷委員

住民の意見がどんなに反対でも、会社の資金で会社が調査し資料が出て、問題がなければ先に進むということで良いか。

○環境課長

市としても地元の住民の理解なしに事業が進むのは、事業が成立してもトラブルを招く可能性が非常にあるので、市としては、事業を運営する会社に注意喚起、指導していく立場であると思っている。

○森谷委員

市に建設を拒否する権限または指導する権限はあるのか。

○環境課長

具体的に言うと権限はないが、調整は市町村が担う。これまでも同様だが、事業所と地域住民の間で意見を聞きながら、住民の意見は事業者に伝え何らかの対応をしてもらうところは、市として努めていきたいと思う。

○森谷委員

住民の意見との調整が整わなかった場合に、事業者が鉄槌を振るって進めることは可能か。

○環境課長

極論を言うと可能だと思う。

○森谷委員

長いやり取りをしたが、住民の意見は通さないで進めることができるのだろう。住民の意見との調整が整わなかった場合に、県が拒否する権限はあるのか。環境調査のアセスメントのデータが合っていれば進み、断ることはできないという認識でいるが、どうか。

○環境課長

この事業は委員の言うとおりに、国の環境アセスメントではなくて、県の条例に基づいて行う事業なので、県の審議会で判断するものになるので、条例にも書いてあるが、地元住民の理解をしてもらうところは重要な事項になると思うので、その辺は許可する上での一つの判断基準になろうかと思う。

○森谷委員

住民との調整がうまくいかなかったら、県は断ることができるのかできないのか。それとも分からないのか、はっきりしてほしい。

○環境課長

私の段階では分からない。

○遠藤副委員長

浜田でゴルフをする方は、ゴルフリンクスがなくなることは困るということで、現在署名活動されていることを知っておいてほしい。あと、本来ゴルフをしに県外から来て、市に金を落とし、宿泊される方もおり、いわゆる観光資源であるゴルフリンクスがなくなることで、市には多少なりとも落とされる金が減ってしまう部分があると思うが、市として、事業自体は喜ぶべきことなのかどうかを聞かせてほしい。

○環境課長

環境課としての立場では、国が再生可能エネルギーを進めているのは事実である。ゴルフ場の運営、観光資源の視点になると、異なる部署の判断になるので、環境課としての立場ではどちらとも言えないが、国全体の施策の進め方からすると、再生可能エネルギー事業は進めるべきものだと思う。

○遠藤副委員長

課が異なると言われてしまえばそこまでだが、環境に影響がないと言い切れないのではないかと。メガソーラーの新規建設を国があまり進めていない状況で、今から造

られるとしても数年かかる事業だと思う。国としては推進していないのに、もう造ってしまっているということになりうる可能性がある一つの例だと思う。地元市民の意見を無視して造ることができる施設だということを確認できたので反対である。おそらく事業者として丁寧な説明をし、地元住民に何とか納得してもらおうよう努力されると思うが、今後市民としては、地元の協力を得ない中で誤解もあって、市が勝手に行った、市が地元住民の意見を無視して行ったと言われかねないので、市としても、時間がかかりかかると思うが、今以上に丁寧な説明をしっかりと行うようお願いする。

○環境課長

住民説明会の案内をさせてもらった。説明会へ参加し、事業者へ直接伝えてもらうのが一番良いと思っている。当然、市も住民からもらった意見は事業所に伝えるが、説明会に参加して事業者へ声を上げてもらいたい。

○森谷委員

金を落とすという意見が出たので、逆の意味で、事業費から考えて固定資産税の対象となると思うが、どのぐらいの固定資産税が入ると読むのか。雑種地になり、その土地からも固定資産税が上がるのかどうかの情報がほしい。

○環境課長

固定資産税は入る認識はしているが、具体的な金額は持っていない。

○足立委員長

今の部分は部署が違う。

○森谷委員

事業者は当然分かっていると思う。事業者は全体が値上がりしないで、パネルの足だけが事業用の土地になり用途変更だとか変な考え方もあるようである。こんなのは許すべきではないと思うし、事業者は住民の意見は怖くないが、赤字は怖いはずであるから、赤字になるような話をするのが、気持ちが変わるチャンスかもしれない。太陽光で金が入ってくるのは割と分かりやすいと思うので、データとして出すべきではないか。向こうに不利なことばかり言うのではなく、有利なことと言わないとニュートラルではない。住民のガス抜きをしたみたいなのを市が進めてどうなるのか。考えてほしい。

○足立委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

委員として質問する。住民の意見を吸い上げると言われたが、市の審議会に、住民の代表は参加してなかったように思うが、具体的に住民説明会をして、住民の意見を、会議にどのように反映されるのかの説明をお願いする。

○環境課長

縦覧及び説明会の中で、図書を見られた方の意見、住民説明会での意見がいろいろとまとめられる。まとめたものについて、環境審議会という市の審議会の中で、事業者からの説明や、意見に対して事業者としての対応もきちんと整理してもらう。

○足立委員長

説明会やホームページで公開して、住民の意見が縦覧のところではいろいろ出てくると思う。その意見を環境審議会に取りまとめる際に、賛成、反対という住民の意見は反映するのか。審議会でも反対の声が多いなら、市の環境審議会としては反対ということを経済委員会のほうに上申する流れか。

○環境課長

環境アセスメントも、環境審議会も、環境保全の知見から見た意見として判断をする。この事業に対するものに対する賛否が、環境を視点に置いた上での意見であれば、環境審議会でも環境影響評価をする中での判断になるかと思う。意見とすればいろいろ意見が出てきて、事業者もある程度、それなりの対応は書類で提出するが、あくまでも環境保全の見地からの意見として判断をすることになる。

○足立委員長

そのとおりだと思うが、住民の意思は一体どこで反映されるのだろうかと思う。浜田リンクスの太陽光に限らず、風車にしても、結局、住民の意見はガス抜きで終わってしまうケースが多々あるかと思う。一方で、PAG Renewables 合同会社は松江市で同様のことを行おうと思ったら、松江市の条例に引っ掛かりできなかったことも踏まえると、住民の声を本当に反映できる場所は実はないのではないかと思うが、環境課においては環境の部分に対してだが、住民の意思は、市の中でほかの部署に対しても言える場所はないのか。

○市民生活部長

計画自体が市の計画でもないということで、住民の意見を反映させるのは、なかなか難しいところであるが、意見については事業者と話をする。また、民間の計画を市がストップさせるというのは、なかなか難しいと思うが、住民理解を進めながら取り組まないといけないものである。市としては、粘り強く住民の意見を踏まえ事業者の意見があることは伝えていきたいと考えている。

○足立委員長

多分、住民の意見は、どこにも反映するところが実際はないと思う。このゴルフリンクスは、土地開発公社が絡んでいたのではないかと思うが、もともとの所有者からワンクッションあり、オリックス浜田開発株式会社、アコーディア・ゴルフ株式会社、現在のPAG Renewables 合同会社に移っている。ただ、オリックス浜田開発株式会社が取得をした際に、平成6年3月29日付けで市と誓約書を交わしていると思う。所有者は、残置森林などのこと、その他の所有権のところについても、引き続き、その他の目的以外のことに使わないように引き継ぐという内容だったはずである。もしこれが生きてるのであれば、今回、市にこのような目的で行うということは、事前に市の環境課に提出があったのか否か教えてほしい。

○環境課長

1年前の5月の委員会で配慮書の縦覧の報告をしている。その際には、書類の提出はないが、事業概要の説明に環境課へ来られた経緯はある。環境課にも残置森林の情

報はなく、これまで風力発電もこういった事業の流れをしており、事業説明を受けた。

○足立委員長

風力発電はゼロのところから建てるが、今回はゴルフ場というほかの目的のものを太陽光に変更するので、風力発電と一緒にしてはいけないと思う。平成6年3月29日に締結した誓約書の中で、5,000分の1の地図を提出し、区分を明らかにして実測図を提出することと規定されている。当時の市長と、オリックス浜田開発株式会社と交わされている。大前提として、まず市に対してこれらが出されないと、本来であれば進められないと思うが、事実確認をしたい。

○環境課長

関係部署と確認を行う。

○足立委員長

ぜひ確認し、経緯を当委員会に報告してほしい。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○森谷委員

松江市の条例により、PAG Renewables 合同会社があきらめたがあったが、どういった内容の条例か教えてほしい。

○環境課長

条例は「松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」である。事業者からは、やめたではなく延期したと聞いている。

○森谷委員

条例で、住民の声が9割反対みたいな意見だったら、住民の声を生かした条例を制定することにより終わりという選択肢が十分あるのではないか。今から新しい条例を制定しても有効になるのか確認したい。

○環境課長

松江市に確認するが、施行日から条例が効力を持つようにしていくことは可能かと思う。

○足立委員長

ほかはないか。

(「なし」という声あり)

(5) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想(案)の検討状況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○文化振興課神楽文化伝承室長

令和6年11月に石見神楽伝承内容検討専門委員会より提出された提言書を受け、現在、石見神楽保存伝承拠点基本構想検討委員会を設置し、石見神楽の保存伝承拠点に関する基本構想の検討作業を進めている。基本構想案の作成に当たり、検討委員会

の意見を取りまとめ、それを基に基本構想案を作成する業務を株式会社エブリプランに業務委託をしている。

現在、検討委員会において基本構想について様々な意見が出され、議論に時間を要している状況である。このため、基本構想策定支援業務の委託期間を資料のとおり延長した。当初の契約期間は令和7年6月13日から令和8年1月30日までとされていたが、議論が延長されたため、令和8年3月31日まで延長をしている。なお、契約金額に変更はない。

また、検討委員会の進捗だが、今年の5月から7回の検討委員会を開催している。検討委員会では石見神楽の保存伝承拠点の在り方や必要な機能について議論をされている。昨年12月9日に実施した第7回の検討委員会で基本構想案についておおむね取りまとめることとしていたが、様々な修正意見があり、その結果、内容の取りまとめに時間を要するため、第8回の検討委員会を令和8年2月6日に開催することとした。

今後について、検討委員会で取りまとめた基本構想案をもとに、市民の意見を踏まえ、保存伝承拠点について検討していきたいと考えている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

委員は誰がどのようにして選んだのか。

○文化振興課神楽文化伝承室長

委員は、市で選定している。

○森谷委員

誰が選定したのか。

○文化振興課神楽文化伝承室長

教育委員会で選定をしている。

○森谷委員

教育委員会というのは4から5人で図書館の2階に集まって会議をする教育委員会のメンバーか。

○文化振興課神楽文化伝承室長

担当課で人選選定をしている。

○森谷委員

選定したときの担当課長は誰か。

○文化振興課神楽文化伝承室長

私である。

○森谷委員

どのような基準で選定されたか教えてほしい。

○文化振興課神楽文化伝承室長

前回の保存内容の検討委員会の委員も参考に、神楽団体やものづくり事業、子ど

も神楽等の関係者、学識経験者、大学生等、神楽の保存伝承の視点を考慮して選定をした。

○森谷委員

私には声が掛かっていないのだが、どうやって選ぶのか。無作為に選ぶのか。

○文化振興課神楽文化伝承室長

担当課で選定した人に対して直接お願いをしている。

○森谷委員

どういう理由で、どういう方法で選ばれたのか教えてほしい。このような会議は大体、大学の先生が委員長になり、大きな会社の社長等、あらかじめ決まっている。市の職員もあらかじめその人に委員長になってほしいと下打合せしている。

○文化振興課神楽文化伝承室長

今回の委員会で検討する内容が神楽の保存伝承拠点ということで、第一に神楽の関係者を考え、石見神楽社中協議会があるので代表を選んでもらい、あとは神楽に精通した子ども神楽の関係者、学識経験者で、具体的には県の歴史博物館の学芸員、若者の意見で県立大学生を担当で人選した。

○森谷委員

神楽館を造る前提で、どのようなものを造るかという人選をしているということが良いか。要らない人があっても良いと思ったが、関係者は大体やりたいから、要らない人はあえて入っていない感じである。

○文化振興課神楽文化伝承室長

造ること前提というわけではない。検討委員会を設置したのが、前段の石見神楽の保存内容の検討委員会の提言書で五つの提言があったが、その中の一つに神楽の伝承拠点についても検討してほしいという提言があった。それを踏まえ今回の検討委員会は立ち上げている。

○森谷委員

語るに落ちているではないか。伝承してほしいという基準で選んだわけだろう。そこでもうバイアスがかかっている。

神楽館を10年ぐらい前に造ろうかという話があった。そのときは、神楽社中の人たちが「今はもう精いっぱい参加できない」「見せ物ではない」ということになり、神楽館という名前が資料館になった。造らないA・B・C案ではなく、造るならどうするかA・B・C案である。今までもずっとバイアスがかかり、神楽の関係者さえも要らないと言っている。出てきているのは、市教育委員会の言いなりになるような人ばかりではないかと疑っているから選び方を聞きたかった。

○文化振興課神楽文化伝承室長

前提が造ると決めてやっているわけではないので、市民にどうあるべきかという前段で、何もないと議論もできないので、このようなものが考えられるがどうかを神楽関係者も含め、提言書では拠点が重要ということだったので、拠点があるとしたらどのような在り方で、どのような機能が必要かをまずは検討してもらおう。それをもつ

て、今後市民に意見を聞くことを考えている。

○森谷委員

どのようなものを造るかの検討会なのか。神楽館は造らなくても良いという結論があってはいけない検討会なのか。

○文化振興課神楽文化伝承室長

造ることを前提にしていらないが、造るとしたら、どのような拠点、在り方、機能が必要かを検討している。

○森谷委員

造らなくても良い部分はないのか。

○足立委員長

まだ構想が出てないので、これ以上のことは構想が出てから話をしたほうが良いと思う。

○森谷委員

案も出ていないのに1回から7回まで開かれている。この段階で火を消しておかないと、要らないという方向には行かない。私は要らない派ではないが、選択肢はないといけないと思っている。ここまで来たら造るのが前提に見える。造るとしたらどんなものかという案が出てくると思う。造らないという決定があっても良い。そこだけ確認したい。

○文化振興課神楽文化伝承室長

検討委員会の中では、造らないという選択肢はない。今後、皆の意見を聞きながら、どうあるべきか検討していきたいと考えている。

○教育長

今回の検討委員会は、前回の伝承内容の検討委員会でいろいろな論点をまとめてもらい、保存伝承の拠点となるものについては改めて専門の検討委員会を立てて議論したほうが良いという提言をもらっている。それを受けて、今回、検討委員会で議論を進めてもらっているが、拠点に必要な機能であるとかを中心に話を進めてもらっているので、施設を造るとしたらこんなものという議論はしていない。拠点の機能を実現するためにどうするかは、基本構想案の中でまとめられていくと思うが、それを受けて造るか、造らないかの判断については、市長も言っておられるので、多くの人の意見を聞きながら進めていくことになると思っている。

○森谷委員

結論は造ると決まっているわけではない。造らないという結論が出てもおかしくないということで良いか。

○教育長

保存伝承は必要であると思って検討会を進めているが、検討委員会の皆が造らないということであれば、検討委員会の中の決定事項になると思っている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(6) その他

(配布物)

・令和7年度卒業(園)式及び令和8年度入学(園)式日程について

○足立委員長

配布物として、令和7年度卒業(園)式及び令和8年度入学(園)式の日程があるので、確認をお願いします。

そのほか、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部からの報告事項について、2月6日に開催される全員協議会で報告し説明してもらいものを決定するため、執行部の意向を確認したい。

○地域福祉課長

今回の報告事項のうち、全員協議会に提出し説明したい案件はない。

○足立委員長

各委員、それで良いか。

(「はい」という声あり)

それではそのように決定したので、よろしくをお願いします。

そのほか、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員からは何かあるか。

(「なし」という声あり)

それではここで執行部は退席して結構である。

(執行部退席)

2 その他

【要望書】中国地区都市教育長会定期総会における「宣言」「決議」

○足立委員長

1件要望書の提出があった。「中国地区都市教育長会定期総会における宣言及び決議」である。浜田市議会請願陳情等取扱要綱により、要望書はその写しを関係委員会に配布するのみとなっているので、内容については各自確認されたい。

3 取組課題について

○足立委員長

取組課題テーマ検討資料を確認してもらい、今後の取組について検討していきたいと思う。取組課題のテーマとしたいこと、理由について一人ずつ意見をもらおうと思っている。先日、委員会のLINE WORKSでも少し皆に示したかと思うが、

多くの委員から子どもを中心とした意見がたくさん出たことを考えたときに、今回は子どものことについて、委員会で取組テーマとして取り組んだほうが、皆同じ方向に向いていけると思うが、いかがか。

(「はい」という声あり)

子どもについて具体的な中身だが、意見等があれば、よろしく願います。

○花田委員

令和6年8月8日に、浜田市議会こどもの権利を考える議員連盟から「浜田市子どもの権利の推進について」要望書が出されている。資料をもらって読んでみたところ、私たちが研究していきたい子どもの権利についてに関して、網羅された形で書かれていて、現在の進捗状況というか、どのような状況にあるかを追跡するやり方はいかがかと思う。

○芦谷委員

議会の安定的な運営の観点からも、前議会で子どもの権利の推進ということで、子どもにまつわることについて提言がある。したがって、今も出たように、このことについて執行部の受け止めや、それを踏まえた現在の状況、考え方を聞くのが、子どものことについて検討する取組課題への第一歩だと思うので、よろしく願います。

○足立委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、議連の市長への提言書の内容について、より深掘りしながら、今の時代に合った形で追跡し、もう少し深く突っ込んだ形での取組として、当委員会で、子どもの権利の推進を大前提とした環境整備であったり、権利であったり、推進体制の強化について、皆と一緒に研究をしていきたいと思うが、そのような流れで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、文教厚生委員会としてはこの形で取組を行う。

そのほかに、意見等があるか。

○森谷委員

サン・ビレッジのスケート場のことについて、結構トラブルが多く、今も意見を言いたい人が力を入れてプランを出したが、読んでもらえないという資料が届いている。軽く時系列を説明すると、最初に故障した頃にスポーツ施設をどうするかという審議会が始まり、スケート場の適正数はゼロになっているが、なくせということかと聞いたら、「そう思ってもらって結構である」という結論になったが、次のスポーツ審議会で、「一つあるのが正しい」と言い、協議されないまま結論は変えられなかった。人が増え収益が急激に増えたら見直そうと言いながらコロナに入った。その後、スポーツ推進審議会の結論は重いと言いながら、スケート場とその他の施設について令和5年にコンサルタントに頼んだ。当時の担当課長が、中身を変えてくれと指示を出している。開示請求すると、添付ファイルが出てこず不透明である。担当者は代わっていつているが、市長にメールをしたら、「このことについては、あなたには何も

答えない」という門前払いの回答が来て、開示請求を続けていると、弁護士から警告が来て、「これ以上近づくと告訴する」と、とんでもない流れになっている。

まちづくり条例があるにもかかわらず、全然つじつまが合っていない状態である。こんな状態で、私はスケート場に反対だが、コンサルタントのデータには、新しく大会を100個創設して、人数が増えるから良いとか、とんでもない架空のデータを基にしている。もっときちんとやるべきなので、担当の委員会として、教育委員会にきっちり意見を言わないと、また次々と出てきてはいけないと思う。襟を正してもらうために、何らかのアクションを起こさなければいけないと思っている。

最近の請願で、調査検討すると全員で採択しているにもかかわらず、調査検討について教育委員会に対して言っていない。「十分説明したから先に進める」と教育長が言っている。全然つじつまが合っていない状況で、これがまかり通れば大事になるので、きっちり筋を通すアクションを起こすべきだと思うので、協力をお願いする。

○足立委員長

前回の所管事務調査でも出ているので、所管事務調査の深掘りで、3月の所管事務調査があるので、少し形を変えた形で質疑、調査項目を確認してもらいたい。3月にまた所管事務調査があるので、皆も、また考えておいてもらいたい。一人だけの意見ではなく、委員会で追跡、理解していく中身、執行部の可能な範囲でお願いをしたい。

○森谷委員

パブリックコメントについて、当時の課長は「貴重な意見有難うございます」と一行で終わっている。市で60個も70個も反対意見が出ていることを推し進めているので、このようなことがないように、ゴルフ場の太陽光が反対なのに自由に決められることにもつながりかねないので、よろしく願います。

○足立委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

次回の委員会は2月24日である。これで文教厚生委員会を終了する。

[12時22分閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

文教厚生委員会委員長 足立 豪